

<論 文>

中国における市場ガバナンスの発展と国有企業改革
— 自然独占的業種における国有企業間寡占競争体制を中心に —

中 川 涼 司*

The Development of Market Governance and
the New Policies of the Reform of SOEs in China:
Oligopoly Competition System among SOEs
in Natural Monopolistic Industries

NAKAGAWA, Ryoji

Market governance and corporate governance work in combination like two wheels of a vehicle in the market economy. China has developed market governance and corporate governance after repeated trial and error after the introduction of Open and Reform Policy in 1978.

The purpose of this paper is to evaluate the achievement of the development of market governance and its meanings to the reform of State-Owned Enterprises (SOEs) through analyzing of the progress of enforcement of market competition laws, especially Anti-Monopoly Law put in force in 2008, and the deregulations in the natural monopolistic industries, railway, airline, electricity, telecommunication and petroleum in China. The market governance in China has common characteristics with advanced capitalist economy that lag behind Japan around 20 years, but at the same time has specific characteristics, that is the development of Oligopoly Competition System among SOEs.

Keywords : China, Market Governance, Corporate Governance, SOEs, Oligopoly Competition System among SOEs

キーワード : 中国、市場ガバナンス、企業ガバナンス、国有企業、国有企業間寡占競争体制

* 立命館大学国際関係学部 rnt20014@ir.ritsumeai.ac.jp

はじめに

すでに中川 [2008]、Nakagawa [2015] などで明らかにしているように、市場ガバナンスと企業ガバナンスは市場経済が発展する上での両輪であり、中国は改革開放以来、様々な紆余曲折と不完全さを伴いつつも、その両方の改革を進めてきた。

本稿は、中国における市場ガバナンス発展の流れを確認するとともに、その到達点を、2008年に施行された中国独占禁止法の実施状況の確認および自然独占5業種における規制緩和措置の確認を行うこと検証することを課題とする。

なお、本稿における市場ガバナンス (Market Governance) とは市場を有効に機能させるための仕組みのことを指し、したがって、市場ガバナンスの発展とは単なる市場化や規制緩和、民営化を指すのではなく、市場競争法その他の競争を有効に組織するメカニズムの発展を含めた概念である。この概念を用いる積極的意義は、①民進国退か国進民退かという1次元的な把握ではなく、所有制のベクトルと市場競争関係というベクトルの2次元的な把握を行うこと、②単純に規制撤廃・緩和と民営化でもって市場化の進展を見るのではなく、市場競争を有効に機能させるための法律、諸制度など発展を包括しうることである。

I. 中国の改革開放以来の市場ガバナンスの発展

1. 改革開放開始後 2013 年までの展開の概観

1978年の改革開放の開始以来、経済を市場志向的なものへと変えていくことは中国にとって大きな課題であった。

国有企業改革として、1983年の利改税や1987年からの様々な形態の経営請負責任制の導入をへて、1992年7月、「全人民所有工業企業経営メカニズム転換の条例」が公布され、国有企業は「自主経営、損益自己責任、自己発展、自己規制」の企業法人に転換されることとなった。1993年3月の憲法の修正で、国営経済が国有経済に改められ、国営企業も国有企業に改称された。1993年12月、「中華人民共和国公司法」が公布され、1994年7月から施行された。公司法の施行によって、国有企業は公司法に基づく国有独資企業に切り替えられていくこととなった。しかし、国有企業は経済的に依然として大きな比重を占めつつも非効率性を脱することができず、1997年からは①近代的な会社制度の確立、②大型企業に力を入れ、小型企業を自由にする（「抓大放小」）、③公有制の多種類の実現、④管理強化、⑤合併奨励、破産の規範化、人員削減と再就業事業の実施、⑥社会保障制度の企業からの切り離しと社会化の方針が明確化された。非効率な国有企業は「閉鎖、操業停止、合併、転業」（関、停、併、転）のいずれかの措置によって整理され、国有企業は重点領域に特化されていった。国有経済の概念は変更され、また、集団所有制を含めて「公有制」の概念が導入されることで、統計上は、国有（公有）の

比重は再度高まったように計算された。

自然独占部門も含めて国有企業間の競争体制が採られていくのもこの前後からである。中川[1998]などではこれを「官官競争体制」と名付けていたが、政企分離が進行している実態からは誤解を招きかねない表現であるため、本稿では一業界において複数の国有企業が競争関係にある場合を「国有企業間競争体制」とする。多数の国有企業が分散的に市場を占めている場合、1社がガリバー的に存在している場合など様々なケースがありうるが、本稿ではこれらの厳密な区別には踏み込まない。国有企業複数社が比較的近いレベルでの寡占的地位を持ちつつ市場競争を行っている場合は「国有企業間寡占競争体制」と名付けることとする。それに対して、一機関ないし1社が独占的に供給している場合を「独占的供給体制」とする。なお、ここに言う「国有企業」は一般名詞としての意味であるので中国における呼称（国営か国有か）にはこだわらないものとする。

非公有制が少なくとも法律上は差別されないことが明確化されたのもこの1997年のことである。2002年第16回党大会において民営資本家の入党が認められ、党規約には「党のリーダーは、一点の揺るぎもなく、公有経済を発展させると同時に、わずかな揺るぎもなく非公有経済の発展を奨励し、支持し、誘導する」と定められた。これを機に国退民進の動きは加速した。2003年の国有資産監督管理委員会（中央および各級政府）の設立と一元的ではあるが階層的な管理の仕組みの導入は、国有と民営のすみわけに基づき全体として最適化する方向性への転換を意味した。2005年2月には「國務院の個体経営など非公有経済発展の奨励、支持、指導に関する若干の意見」（のちに非公有三六条と呼ばれるもの）が出され、国有企業の独占分野への民営企業の参入や民営企業への支援制度が定められた。2006年12月には「国有資産監督管理委員会の国有資本調整および国有企業再構築に関する指導意見（97号文件）」が出された。それに続く李融栄・国有資産監督管理委员会主任によって明らかされた（12月18日）「国有経済が支配すべき業種」は、国有企業の支配領域および重点領域をさだめて国有企業の強化を目指したものであるが、それは同時に国有経済の支配領域、非重点領域を明らかにしたのもであり、同領域における非国有企業の参入を促すものでもあった。しかも重要なことは、国有経済の支配がすなわち非競争化を意味するわけではなく、第Ⅲ章で検討するように、2000年ごろ以降、自然独占業種とされ国有企業が支配するような業種においても国有企業間の競争体制が整備されていったことである。

しかし、リーマンショックによって、中国の高成長を支えてきた輸出が急減し、中国政府は景気てこ入れ策として4兆元（約50兆円）に上る景気刺激策を発表した。経済成長を自らの統治の正統性（legitimacy）とする共産党政権としては、「中国十大産業振興計画」に代表されるような高度経済成長政策を採らざるを得なかったのである。しかも、この景気刺激策はインフラ整備や資源開発等を中心とし、また、国有企業を重点としたものであったため、国有企業の政策的優遇が鮮明になった。国有企業自身も市場環境適応のための競争力構築に努めた。

ここで、右派は「国進民退」（国家の進出と民間の後退）というフレーズでもって、この動きに対する批判を強めた。この動きに輪をかけたのが国際的動きである。イアン・ブレマー（Ian Bremmer）は2010年に*The End of the Free Market*（Bremmer [2010]）を出版、中国やロシアを代表とする「国家資本主義」に自由主義国家は如何に対応すべきかを問いかけ、大きな反響を呼んだ。*The Economist* その他の著名雑誌も国家資本主義を取り上げるようになった。さらに、2011年、アメリカの米中経済安全保障調査委員会が中国「国家資本主義」に関する報告書（U.S.-China Economic and Security Review Commission [2011]）を提出したことでこの問題は、国際的にも大きく注目された。これに対して、清華大学教授で世界的にも知られたエコノミストである胡鞍鋼は、マクロレベルでの企業数、就業者数、生産額、企業利潤、財政収入などの数値を時系列的に整理し、「国進民退」という概念自体が事実に基づかない偽の命題であるとした（胡鞍鋼 [2012]）。これらの議論の後、少なくとも中国国内的には「国進民退」は、経済全体における国有経済の比重がどう変化しているかに関わるものではなく、国有企業に対する政策的な優遇度と国有企業経営者の高収入の問題にシフトしていったように思われる。

第Ⅱ章で見ると、市場競争法の整備も進み、1993年不正競争防止法、1998年価格法が施行され、2008年8月1日には包括的市場競争法である独占禁止法（原語：反壟断法）が施行された。また、2010年7月国务院によって「新非公有経済36条」が発表され、民間投資の奨励・指導関連任務の実行性や作業性が高められた。

2. 中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）とその後

(1) 中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）における国有企業改革方針

2013年11月9-12日に開催された中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）は「若干の重大な問題の改革を全面深化させることに関する中国共産党中央委員会の決定」（中国共産党中央委員会 [2013]）を採択し、国有企業に関してもより市場志向的な改革を行うことを鮮明にした。同決定によれば経済において市場が果たす役割を「基本的」な役割から「決定的」（原語：決定性）な役割へと改め、企業が創造的な経営活動を行うことを通じて経済の活力を喚起する。国有企業改革については①民間資本を導入し混合所有制を積極的に発展、②国有資本管理体制を国資委－国有企業という二層の管理構造から国資委－国有資本運営会社－国有企業という三層構造に変える、③自然独占分野を含めた国有セクターにおける「政企分離」、「網運分離」（鉄道や電力などにおけるインフラ保持・整備事業と運行事業の分離）、③董事会への権限移譲（管理職の人選、業績評価、報酬設定など）とプロフェッショナル経営者（原語：職業經理人）の招聘および業績連動型の報酬制度の導入、④紀律検査チームの常駐などが提起された。また、非公有企業に対する隠れた参入障壁を撤廃する、という方針が定められた¹⁾。

上記の国有企業の改革についてはすでに企業が指定され先行的な実験が行われている。混合

所有制については、中国医薬集団総公司と中国建築材料集団公司、国有資本投資公司については国家開發投資公司と中糧集团有限公司、董事会への権限移譲については新興際華集团有限公司、中国節能環保集团有限公司、中国医薬集団総公司、中国建築材料集団公司の4社が実験企業であった（江原規由 [2014]）。

(2) 「国有企業改革を深化させるための指導意見」、「国有企業の混合所有制経済発展に関する意見」

中国共産党中央委員会と国務院は2015年8月24日、国有企業の再編加速や上場促進などを柱とする「国有企業改革を深化させることに関する指導意見」（中国共産党中央委員会・国務院 [2015]、以下、指導意見）を公布した。指導意見は、国有企業の分類管理を推進するとしている。商業性の国有企業については市場原理に運営がなされることとし、株式会社化をすすめる、国有企業集団の「全体上場」（国有企業に多く見られる子会社を上場させる形ではなく、親会社を上場させること）を目指していく。国家の安全や国民経済の基幹（命脈）においては国有資本支配的地位を保持するとともに、非国有資本の資本参加も促進する。自然独占産業については、「政企分離」、「政資分離」、「政府からの委任による経営」（原語：特許経営）、「政府の管理監督」を原則とした改革を進める。公益性国有企業²⁾については社会サービスの提供を主目標としつつ、市場メカニズムを導入しサービス提供能力の向上を図り、条件次第では民間資本の参入を進める。また、「現代企業制度」の導入を進め、とくに取締役会（董事会）に権限を委譲し、専門経営者の招聘等も進めることとしている。国有資産管理体制として、国有資本管理機関と国有資本運営会社を分け、国資委は資本の管理を主とするようにする。国際競争力を持てるように、国有企業同士の再編が進みやすい環境を整え、混合所有制も推進する。また、その一方で、党の指導強化も謳っている。これらについて「2020年までに決定的な成果を得る」とし、目標期限を明記したことで、改革への強い意志を示している。

続いて、2015年9月24日、国務院は国有資本と非国有資本の融合に向けた政策指針「国有企業の混合所有制経済発展に関する意見」（国務院 [2015]）を公布した。国有企業改革に外資を活用することなどを盛り込んだ内容となっている。重要インフラや戦略物資、原子力発電、国防などにかかわる公益性の高い企業は、原則として100%国有または絶対的な国有支配を継続した上で、部分的に非国有資本を活用する。電力、石油、天然ガス、鉄道、民間航空、通信、軍需産業の7分野では、市場競争を伴う業務については開放し、混合所有制改革のモデル事業を推進していく方針である。

Ⅱ. 中国独占禁止法の成立とその後の進展

1. 中国独占禁止法の成立

中国は市場経済の憲法とも言われる独占禁止法が存在せず、そのことは市場経済としての信頼性を獲得する上での決定的とも言える弱点となっていた。独占禁止法導入を巡る議論は、90年代より活発に行われてきたが、「不公正な取引方法」に関して反不正当竞争法（1993年12月施行）、価格カルテル等の「不当な取引制限」に関しては、価格法（1998年5月施行）が成立した。

価格法は価格を原則的に市場価格によるものとし、不当な価格形成を行う経営者の行為を規制しつつ、同時に、政府が価格主導するあるいは価格決定をする領域についても定めたものである。

独占禁止法を巡る議論の本格化は2001年のWTO加盟およびその前後の議論を契機とする。その背景には2001年のWTO加盟時に「市場経済国」と認定されなかったがゆえにセーフガード提訴やダンピング提訴が市場経済国よりも容易に行われ、中国は世界からこれらの提訴を集中的に受けるはめになってしまったこと、電力、石油化学、電気通信等の国有企業の中核セクターにおいても国有企業間の競争体制が整備されたこと、ロシア本国においても「行政的独占」の概念が後退し、中国においても導入の主張が力をそがれたことなどがある。これらの背景の下で、独占禁止法の草案化が進み、ついに、2006年8月の第10期全国人民代表大会第23回常務委員会に反壟断法（反独占法、以下混乱をさけるため独占禁止法とする）草案が上程され、2007年8月の第10期全国人民代表大会第29回常務委員会にて成立を見るに至った。

中国の独占禁止法は各国の独占禁止法が一般に備えている主要な内容を備えている。すなわち、独占禁止法の三大柱として、カルテル（原語：「壟断協議」³⁾、「市場支配地位の濫用の禁止」（原語：「禁止濫用市場支配地位」）、企業結合（原語：「経営者集中」）がすえられた。それに加え、中国の経済発展の現状に基づき、行政による権力濫用の排除や競争制限行為、すなわち、行政的独占行為についても禁止規定を設けられている。制定過程で問題となった行政的独占は行政機関による不当な競争制限について規制をするものとして3本柱とは別途規定されることとなった。

中国独占禁止法はアメリカの初期のシャーマン法にみられたような独占の状態規制ないし構造規制を行うものではなく、近年における先進各国同様に市場支配的地位の濫用などの行為規制を行うものである⁴⁾。

ただし、中国独占禁止法の特徴として、第5条によって政府の指導原則を認め、政府の大企業化、強力企業化の方針が、合法的に追求される限りは、独占禁止法には抵触しないこととされている。また、適用除外に関してはかなり広範で、かつ、依然曖昧さを残している。第7条では、「国有経済が支配的地位を占めることが、国民経済の命脈と国家の安全保障に関わると

きあるいは、法に基づき独占営業・専売が認められているときは、国家はその経営者の合法的な経営活動に対して保護を与えることができ、かつ、経営者の経営行為およびその商品・サービスの価格については韓国と調整が実施され、消費者利益の保護と技術進歩の促進が行われる」とある。これらによって、従来から国有が維持される部門とされてきた電力、鉄道、電気通信、石油、航空その他は価格規制等にかかるものの、国有支配自体は問題にされなくなる。第15条に規定されたカルテル規制の適用除外は例えば、第1項「技術革新をして、新製品を開発する」、第2項「製品の品質を上げ、コストを下げ、効率を上げ、製品規格・標準を統一し、専門的分業を実行する」といったことを目的とする場合でも適用除外となるとされており、適用除外は裁量によって大きく拡大されうるものとなっている。

第19条では、市場支配的地位の推定制度が定められ、1社で5割、2社で3分の2、3社で4分の3以上のシェアを持つ場合、「市場支配地位」を持つと推定される。ただし、市場支配的地位を持つこと自体が排除されるのではなく、その地位の濫用が規制される対象を定めたものである。

企業結合（具体的には企業合併等）は、国務院に対する申告を必要とし、その審査は市場シェアと市場支配力、関連市場集中度、技術進歩への影響、消費者や他の経営者への影響国民経済への影響といった点から行われる（第27条）。外資については、国家安全保障の観点からも審査されるが、それは独占禁止法ではなく、別の法律によるとされている（第31条）。

独占禁止法の執行機関は2階建てにされた。国務院に「独占禁止委員会」（原語「反壟断委員会」）が設置され、一元的管理を担保しつつ、実際の運用は、不当な取引制限（カルテル等）については国家発展改革委員会、企業結合規制については商務部、市場支配的地位の濫用に関しては国家工商行政管理総局がそれぞれ分担して所轄することとなった。

2. 中国独占禁止法制定後の展開

(1) 価格独占規制

1) 全体状況

主に国家発展改革委員会が所轄する価格独占規制は、制定当初はかなり低調であった。

しかし、2011年後半以降に独禁法にもとづく価格独占行為の処分例が出始めている。2013年以降は①域外で行われた国際カルテル事件である液晶パネル価格カルテル事件も含む外国企業による規制が顕著となり、②第45条に基づき調査対象企業の約束を受け入れて調査が中止された中国電信および中国联通ブロードバンド接続料金差別事件、行政制裁金が科された茅台酒および五粮液再販売価格維持事件など国有企業（しかも中央企業）に対する規制も見受けられるようになり、また、③行為類型からは価格カルテル（中国独占禁止法13条1項1号）だけでなく、再販売価格維持（同14条1～2号）、特許ライセンス慣行（第17条）、高価格設定（17条1項1号）など広範な決定が行われるようになっていく。2014年8月末までに72件の決定

が下された（川島富士雄 [2015a]）。

2) 価格カルテル

2013年1月4日に処分が発表された液晶パネル価格カルテル事件は韓国のサムスン、LG、台湾の奇美、友達、中華映管、瀚宇彩晶の液晶パネルメーカー6社が2001年からたびたび共謀して液晶パネル価格を操作したとされる事件である。価格法による処分であったが、国家発展改革委員会は6社に対して国内テレビメーカーへの1.72億元の返還、3675万円の没収、1.44億円の課徴金の支払いを命じた（張国棟 [2014]）。

さらに、国家発展改革委員会は2014年8月20日に日本の自動車部品製造業者8社による受注調整事件およびベアリング製造業者4社による価格カルテル事件に対して、それぞれ合計8億3196万円および4億344万円（発表時のレートでそれぞれ約139億円と約67億円）の行政制裁金を課した。これは、2013年8月に粉ミルク再販売価格維持事件（6社合計6億6873万円）を超える過去最高額の制裁金額となった（川島富士雄 [2015a]）。

その後も、浙江省自動車保険料率等カルテル事件、吉林省セメント価格カルテル事件などの決定が行われている。

3) 再販売価格維持

再販売価格維持については国内外の企業が処罰の対象となっている。2013年2月茅台酒および五粮液再販売価格維持事件があった。また、2013年8月1日、上海市高級人民法院はジョンソン・エンド・ジョンソンによる再販売価格維持を違法とし、53万円の損害賠償を命ずる判決を下した。また、2013年8月7日国家発展改革委員会は粉ミルク再販売価格維持に対して6社合計6億6873万円の行政処分を発表した。その処分は具体的な競争効果の分析を行い「合理の原則」を採用するだけでなく、密告による処罰軽減措置である「リニエンシー」制度の適用をしたことでも注目された。その後、アウディおよびクライスラーによる再販売価格維持事件なども起こっている。

4) 特許ライセンス慣行

特許ライセンス慣行については、クアルコムによる特許ライセンス慣行事件が大きく注目された。2015年2月9日国家発展改革委員会はクアルコムが独禁法第17条に反したとして、約60億8800万円の制裁金を課するとともに、一連の行動上の措置をとった。国家発展改革委員会は、①無線通信技術標準にかかる標準必須特許のうち、失効したものについてライセンス料を課したこと、②ライセンシーに対して無償のグラントバックを行うように要求したこと、③標準必須特許ではあるものの無線通信に関係しない特許を無線標準必須特許に抱き合わせたこと、④ベースバンドチップの販売については不当な条件を課したことが、濫用行為であるとした（和

久井理子 [2015])。

5) 価格独占規制機関の組織整備

価格独占行為は国家発展改革委員会の所轄となるが、同委員会内では当初は価格監督検査司がその任を担っていた。同司は、中央機構編成委員会の許可を経て2011年8月に「価格監督検査及び独占禁止局」に昇格、人員も20名増加して総勢46人となった。また、独占禁止法執行を担う処の数も従来の1処（価格独占禁止処）から3処（価格独占禁止調査一処、同二処、競争政策・国際協力処）に増設された⁵⁾一処はサービス分野、二処は物品分野を担当する。また、中央政府の国家発展改革委員会は中国独禁法10条2項に基づき、省・自治区・直轄市レベルの地方価格主管機関に対してその行政区域内の価格独占規制権限を一括授權している（川島富士雄 [2015a] 40頁）。

(2) 非価格独占規制

非価格独占行為については国家工商行政管理総局およびそれから個別授權をうける地方工商局が所轄する。

工商総局は2013年7月、透明性向上のため、その時点で地方工商局が下していた12件の独占禁止法違反処分決定の全文を公表した。13件中12件が独占合意（ほとんどが市場分割または数量制限カルテル、うち処罰合計最大は遼寧省建築材料工業協会セメント分会数量制限カルテル事件、11社に最高254万円の制裁金、処罰合計1637万元）であるが、1件は市場支配的地位の濫用である（広州惠州大亜湾溢源浄水有限公司抱き合わせ事件、違法所得没収860,236.09元、制裁金2,363,597.45元＝売上高の2%）。

工商総局の処分とは別に、非独占価格関連の民事訴訟として注目されているのが、インスタント・メッセージソフトおよびサービスを提供する奇虎と騰訊（テンセント）の紛争（いわゆる「3Q大戦」）のうちの、騰訊による抱き合わせ販売行為を理由とする独禁民事訴訟である。2013年3月広東省高級人民法院は原告による市場確定に誤りがあるとして、請求を棄却したが、原告（奇虎）はこれを不服として最高人民法院に上訴した（鄭双石・林秀弥 [2015]、藤本豪・時蕭楠 [2015]）。

しかし、独占価格規制と比べ、非価格独占規制は透明性担保措置において独占価格規制よりも進んでいる側面はあるとはいえ、①中央政府直轄国有企業（中央企業）に対する調査処理がない、②地方の比較的小規模の違反行為を処理しているにすぎず、全国ないし国際的な行為に対するものがない、③価格独占の制裁金の最高額が6.79億元であるのに対し、非価格独占は1637万元にすぎず、40倍以上の開きがある、④リニエンシー制度の利用がないという点で遅れている（川島富士雄 [2014]）。

その理由を川島富士雄 [2014] は以下のように指摘する。①国务院において工商総局に比べ

発展改革委員会がより高い権威を与えられていること、②発展改革委員会が担当官を拡充し、地方の法執行体制も積極的に整備していること、③民生に直結する物価安定が重要政策と位置づけられていること、④工商総局と比べ発展改革委員会が組織圧力を受けやすい立場にあり、規制実績を積極的に示す必要に迫られていることである。

(3) 企業結合

企業結合の審査は商務部が所轄する。企業結合審査の届け出数は2010年以降急増し、年間200件以上に昇っており、2014年9月までで合計945件に達している。2014年1月15日までの時点で禁止決定は1件、条件付き承認決定は21件である（陳肖盈 [2015a] 52頁、5頁）。禁止となったのは、コカ・コーラによる匯源果汁買収（2009年3月18日）である。その他の条件付き承認も外資企業による国内企業ないし外資系企業同士の企業結合に関するもので、国内企業同士のものはない。

また、独占禁止法第21条により、第20条に定める企業結合の届け出基準に足した場合には商務部に届け出ることが義務付けられている。しかし、実際のところは、多くの企業結合が届けられていなかった。特に問題となったのは、2008年に中国の電気通信3大キャリアのうちの2社（もう1社は中国移动）である中国电信と中国聯通のブロードバンドに関する合弁が企業結合届け出基準に達しているにもかかわらず、商務部に届け出を行わないまま実施されたことである。このことを契機に、商務部は「未届企業結合調査処理暫定規定」の制定準備を進め、2011年12月30日にそれを定め、2014年2月11日には商務部は「事業者集中簡易手続適用基準に関する暫定規定」を公布、翌日に施行した（陳肖盈 [2014]、張文涵 [2015]）。

(4) 行政独占

行政独占は行政機関が規制対象であることもあり、規制実績はあまり上がっていないが、習近平政権による反腐敗運動を軌を一にしていくつかのケースも見られるようになっている。安徽省蚌埠市衛計委行政権力濫用事件、山東省交通運輸庁行政権力濫用事件、斯維爾科技有限会社 vs 広東省教育庁訴訟事件、河北省邯鄲市住宅保障と不動産管理局競争制限事件、河北省交通運輸庁・物価局等行政権力濫用事件、広東省河源市行政独占事件などである。斯維爾科技有限会社の事件では唯一実質的な訴訟手続きを経て司法判決が下されたものである。しかし、他の類型と比べても行政独占事件は公開度が低く、また、当局の処罰力が低いといった問題がある（陳肖盈 [2015b]）。

Ⅲ. 中国の「自然独占的業種」における規制緩和—参入規制、業態規制、価格規制—

(1) 先進資本主義国と中国における「規制産業」、「自然独占」

電力、ガス、水道、電気通信、銀行などの諸産業は先進資本主義国においても「規制産業」として事業法などによって規制がかけられているのが通例である。規制は経済目的による経済的規制と社会目的による社会的規制に分けられるが、経済的規制による規制産業とは、何らかの理由から不完全競争状態を前提としなければならない時に政府が規制によって経済厚生を改善することが想定されている産業である。何らかの理由としては、ネットワーク外部性が高く、独占を認めたくえて規制をした方が経済厚生が上がると考えられる自然独占（電気通信業のうちの固定電気通信などが典型）、取引者間の著しい情報の非対称の存在（銀行業などが典型）などがあげられる。日米英などは1980年代の規制緩和と民営化のブームを経て、規制分野の範囲や規制度合いなどが1970年代までよりも小さくなっているが規制産業としての性格が完全になくなったわけではない。

先進資本主義国においてすら規制産業として存在している産業の中国における規制実態と先進資本主義国における非規制的産業とを比較して中国における市場化の遅れと判断するのはフェアではない。したがって、規制産業間の比較が必要である。

ただ、規制産業の範囲は広すぎることから、本稿では規制産業の中心であり、中国の各種文書で「自然独占」業種とされることが多い、石油工業、航空業、電力業、電気通信業、鉄道業を取り上げる。これらは2005年2月に出された「国務院の个体経営など非公有経済発展の奨励、支持、指導に関する指導意見」（後に「非公有三六条」と呼ばれるもの）において、（民間資本が少数株主として参加できるとされた）「自然独占」分野を構成する産業であり、2015年の「指導意見」の「分類管理」においても「自然独占産業」とされたものである。ただし、近年の市場参入条件の変化や経済学的发展の中で、特定業種を自然独占業種とアприオリに定めることは難しくなっており、また、本稿の視点である「国有企業間寡占競争体制」の概念ともそぐわないので、本稿としては「的」をつけ、「自然独占的業種」とする。

以下これらの産業の、近年の市場ガバナンスの変化を参入規制、業態規制、価格規制の緩和を中心に歴史的背景も踏まえつつスケッチする。各産業の市場ガバナンスの到達度を検証する指標としては第Ⅱ章において定義した「国有企業間寡占競争体制」の導入と民営企業参入、価格自由化の度合い、日本の規制緩和・民営化との時期的比較を用いる。

(2) 鉄道業

① 独占的供給体制

中国の（都市内鉄道を除く）鉄道事業を独占的に担ってきたのは鉄道部であった。鉄道部は1949年に設立され、1970-75年の間のみ交通部に統合されていたが、その後再度鉄道部として

独立した。2008年3月、第11期全国人民代表大会第一回会議において交通関係の省庁を統合した「交通運輸部」の設立が決定されたが、鉄道部の政治力の強さなどから実現しなかった。さらに、2013年3月の第12期全国人民代表大会第1回会議で審議された「國務院機構改革と職能轉換案」⁶⁾（「國務院關於提請審議國務院機構改革和職能轉變方案」）で、鉄道部の政企分離が決定された。鉄道開発計画の作成などは新設の「交通運輸部」に属し、また、交通運輸部のもとに新設される「国家鉄路局」がその他の行政機能、そして鉄道の現業部門は「中国鉄路総公司」に委ねる形とされ、鉄道部は解消された。

「國務院の中国鉄路総公司に関わる問題についての回答」によると、中国鉄路総公司は中央政府が管理する国有独資企業であり、財政部（財政省）が國務院を代表して出資者としての職責を履行し、交通運輸部（交通運輸省）、国家鉄路局が法律に基づいて産業面での監督管理を行うことになっている。

② 国有企業間寡占競争体制

鉄道業についてはようやく政企分離が実施されたばかりであり、複数の国有企業による競争体制は作られていない。ただし、鉄道輸送は道路輸送、航空輸送、水上輸送との競争関係にあり、市場競争がないとは言えない。

③ 鉄道運賃規制

鉄道部の下では鉄道運賃は政府決定価格であった。中国鉄路総公司の設立後、鉄道の運賃が航空運送と同じく市場化するのか、それとも道路輸送と同じ政府指導価格を採用するのか大きな焦点となったが、中国政府は2014年2月15日から鉄道運賃を政府決定価格から政府指導価格へと変更することを発表した。これにより1km・t当たり平均0.015元上昇するとされた（申田智 [2014]）。旧鉄道部の約2兆6000億円の債務を引き継いだことから、企業化によって運賃を大幅に引き上げることが懸念されていたが、政府指導価格ということでその上げ幅は穏便なものとなった。

④ 日本との比較

1906年公布の鉄道国有法により戦前期の鉄道事業は主に国営により行われていたが、1949年に独立採算制の公共事業として承継する国の事業体（＝公社）として日本国有鉄道（国鉄）が成立した。国鉄が分割民営化されたのは1987年である。それに先立ち国鉄の規制法と私鉄の規制法が合体されて、1986年に鉄道事業法が制定された。1999年に同法は改正され、鉄道事業への参入について、需給調整規制は廃止され、従前の免許制は、路線ごとに事業を審査する許可制とされ、運賃規制について、運用で行っていた上限運賃制も法律化された。運賃・料金の設定及び変更の手続きは、「鉄道事業法」に規定されており、運賃及び料金の上限の設定

及び変更は国土交通大臣の認可を受けることとなったが、上限の範囲内で定める運賃等、特急料金、グリーン料金、寝台料金、座席指定料金等の設定、変更は事前の届出でよくなった。

(2) 航空運輸業

①独占的供給体制

1949年に中国民用航空局が設立され、1950年からソ連の協力の下に、航空運輸業が開始された。しかし、中国民用航空局は空軍の下におかれ、民用の航空運輸業が旅客輸送でも貨物輸送でも大きくは発展しなかった。後に南方航空となる民航総局军委民航廣州弁事処は1950年に、中国国際航空となる民航北京管理局飛行総隊は1955年1月1日に、後に中国東方航空となる民航総局上海管理处の飛行中隊は1957年に、それぞれ正式に設立されている。

1958年国務院の決定により、中国民用航空局は交通部の一部局となり、1960年交通部民用航空局と改称し、1962年4月に中国民用航空局と改称するとともに国務院直属機関となった。ただし、業務、幹部人事等は空軍が管理責任を負った。改革開放後、鄧小平により民用航空は経済的観点から管理すべきとされ、1980年中国民用航空局は国務院直属機関となり、軍の直接的指揮はうけなくなった。その時点で保有機数は約130機、国際民用航空組織中第35位であった(大西康雄[2015]65頁)。また、行政機構と経営機構を分離し、経営機構は中国民航(CAAC)の名称で航空運輸を独占する全国企業となった。

②国有企業間競争体制

1987年には空港と航空企業は分離され、航空企業は自主経営、損益自己負担、平等競争が求められた。1988年に中国国際航空公司と中国東方航空公司^が。1989年には航空貨物輸送を専門に扱う中国通用航空公司^が、1991年に中国南方航空公司^が設立された。

1998年中国民用航空局は中国民用航空総局と改称された。

③国有企業間寡占(+民営企業)競争体制

2001年の中国のWTO加盟は中国航空産業の大きな転機となった。一方で、国際競争に耐えうるためとして航空会社の3大メジャーへの集約化が行われた。つまり、中航集団(中国国際航空公司、中国航空総公司、中国西南航空公司など)、東航集団(中国東方航空集団公司、中国西方航空公司、中国雲南航空公司など)、南航集団(中国南方航空公司、中原航空、新疆航空、中国北方航空など)である。その一方、2003年ごろより民用航空総局は大胆な民間資本の導入を検討し、それに応じて2004年、上海春秋国際旅行社を母体として初の民間資本の航空会社春秋航空^が、翌2005年6月には乳酸品メーカーの均瑶集団を母体として上海吉祥航空^が設立された。2005年1月には「公共航空運輸企業経営許可規程」が施行され、その具体的な細目として8000万元の登記資本、最低3機の航空機を保有すれば参入が可能であるとされた。その

結果、2006年10月までに合計14社が参入した。しかし、主要路線は国有3社が独占し、民間航空会社に資金調達の問題などがあり、2013年時点で民間企業は奥凱航空、吉祥航空、華夏航空、春秋航空が営業しているにすぎなくなった（加藤・渡邊・大橋 [2013] 128-131頁）。

なお、2005年には国内航空市場は対外開放され、外資系航空企業も参入した。2008年中国民用航空総局は再度、中国民用航空局に名称を戻した。

2013年度末の航空輸送会社は46社で、所有制別に見ると、国有・国有支配会社36社、民営・民営支配会社10社であり、サービス別にみると貨物専門輸送会社は7社であった。市場シェアでみると中航（28.1%）、東航（26.1%）、南航（23.0%）の3大メジャーで8割近いシェアを占め、それに次ぐ海南航集団12.5%を除くとその他は10.2%にすぎない（大西康雄 [2015] 71頁）。

④航空運賃規制

航空運賃は中国民用航空局と国家發展改革委員会による連名で2004年に出された「民航国内運輸価格改革法案」に基づき、路線や座席クラスなどによって政府指導価格と一部の市場調整価格を組み合わせる形での価格決定がなされていた。政府によって現行の通常の価格に基づく「基準価」が示され、それに対して上限25%、下限45%の範囲での変動は認められるが、その変動は事前に民航総局などへの届け出が必要であった。また、下限が定められない路線や、省市区内、直轄市と近隣省市区間などにおいて「市場調整価」が採用されることもあり、それらのリストは民航総局により国家發展改革委員会との調整の上発表されていた⁷⁾。2010年5月21日、国家發展改革委員会と中国民用航空局が公布した「民用航空国内線ファーストクラスとビジネスクラスの料金改革を推進する」通知では、6月1日から、従来の国内航空線の政府指導価格を廃止し、各航空会社が自らの料金設定を許可した。それまでは国内線のファーストクラスとビジネスクラスの料金は、エコノミークラスの1.3—1.5倍という政府指導価格が実行されていた。

2014年11月25日に発表され、12月15日から施行された中国民用航空局・国家發展改革委員会「關於進一步完善民航国内航空運輸價格政策有關問題的通知」では、市場調整価の路線が拡大されるとともに、政府指導価格の「基準価」の管理方式が変更になった。つまり、政府が定めた基準価に対して、航空会社が事前にそれぞれの価格決定について届け出を行うのではなく、各社は自ら定めた基準価の設定方式を事前に政府に承認を得ていればよく、その基準価に対して上限25%、下限なしで価格を決定できるようになった⁸⁾。

国際線については、国際航空運送協会（IATA）の基準価格があればそれを参考に、なければ自社のコストや競争条件などを勘案して決めればよく、サーチャージについても自由である。国際線は国内線に比べ価格設定の自由度は大きい。

⑤日本との比較

日本では、戦後多くの航空会社が設立されたが、1970年の閣議了解と72年の大臣通達により、国際線を日本航空、国内線を全日空（近距離国際チャーター便は可能）、東亜国内航空（日本エアシステム）が担ういわゆる45/47体制が作られた。航空運賃は国内線、国際線とも運輸大臣の認可を受ける必要があった。ただし、国際線については国際航空運送協会（IATA）運送会議で、座席利用率や重量利用率、需給、コストなどが計算されたうえ利潤がプラスされて決定され、各国の独占禁止法の適用除外になっていた。その後、運輸政策審議会の答申に基づき「45/47体制」が見直され、1987年に全日空と日本エアシステムの国際線参入と、日本航空株式会社法（昭和28年法律第154号）によって設立されていた日本航空の完全民営化が実施された。国内航空運送事業については、その後段階的に規制が緩和されてきたが、規制緩和の総仕上げとして2000年2月には改正航空法が施行され、需給調整規制の撤廃、航空料金の認可制から事前届出制への移行が行われた⁹⁾。

(3) 電力業

①独占的供給体制

中華人民共和国が建国された1949年に設置された燃料工業部は石炭、石油、電力をすべて包括するものであったが、1955年には同部が改組され、石炭工業部、石油工業部、電力工業部に分かれた。この体制は、1980年に旧国家エネルギー委員会が設立されるまで、25年にわたって続いた。旧国家エネルギー委員会は主任は副総理の余秋里が、副主任は、石炭、石油、電力の各部長が務めた。しかし、わずか2年で廃止され、電力部は水利部と合併された形で水利電力部となった。1988年には、国務院が提出した行政と企業権限の分離原則にしたがい、石炭部、水利電力部、石油部、核工業部が廃止されエネルギー部（能源部）および核工業総公司等設立された。しかし、このエネルギー部も1993年に廃止され、電力工業部と石炭工業部が再び設立された。

1997年に管理業務機能と企業経営機能を併せ持っていたことが、電力需要拡大への対応の障害と見た政府は企業経営機能と、管理業務機能の分離を行うこととし、企業経営機能を受け継いだ中国電力会社が設立された。中国電力会社は（広東省と海南省の送配電を除き）全国の発電・送電・配電を一括して事業を行った。電力工業部は廃止され、管理業務機能は国家経済貿易委員会（2003年廃止）に継承された。

②（不完全な）国有企業間寡占競争体制

2002年の「電力組織体制の改革方案」（2002年4月国務院批准）に基づき、同年12月に発電部門と送配電部門が分離され、発電部門は独立系発電所（IPP）であった華能電力集团公司等とあわせて、5社（中国華能集团公司、中国大唐集团公司、中国国電集团公司、中国華電集

団公司、中国電力投資集團公司)に分割され、送配電部門も(広東省・海南省も含めて)南北の2社(国家電力網公司、南方電力網公司)へと分割された。2003年は国家電力網公司の下に5つの広域電力網公司(華北、東北、華東、華中、西北)が設立された。国家電力網は傘下の5大区域電網公司⇒省電力公司⇒省電力公司が管轄する市・県の配電会社(市電力公司・県供电公司)、さらに郷鎮には郷鎮供电公司を通じて、南網の場合は省電網公司⇒市供电局⇒県・郷鎮供电局を通じて需要家へ電力を独占的に供給している¹⁰⁾。

行政面も政策の企画立案機能は国家發展改革委員会に移され、政策実施の管理監督は国家電力監督管理委員会に継承された。

2008年3月には第11期全人代で、「国家エネルギー委員会」と「国家エネルギー局」の設立が決まった。「国家エネルギー局」(国家能源局)は国家發展改革委員会の部局として、同年8月に正式に発足した。中国のエネルギー問題の最高意思決定機関となる「国家エネルギー委員会」(国家能源委員会)は2010年1月22日、正式に発足した。2013年に国家電力監督管理委員会の職能は国家エネルギー局に統合され、国家電力監督管理委員会は廃止された。

③電力料金規制

発電会社から送配電会社への卸電気料金および需要家への小売電気料金は、中央政府による規制料金で、省ごとに決められている。特に、民生用については、内陸部にある経済的に遅れている省では経済の発達している東部沿岸部に比べ、比較的安く設定されている。電気料金は市場価格を反映していないため、電力体制改革においては、電気料金を合理的に設定することが大きな目的とされている。

中央政府は2004年12月、発電用燃料である石炭の価格変動に応じて電気料金を改定できる「炭電価格連動制」を導入した。しかし、制度適用の可否は中央政府の裁量に委ねられており、電気料金が改定されたのは、2005年7月と2006年6月の2回だけである。

④日本との比較

日本の電力供給は戦後においては1951年に9つの地域分割を行ったうえで、発電・送電・配電を一括して行う9電力体制となっている(1972年の沖縄返還による沖縄電力の追加で10電力体制)。1995年電気事業法改正で新たに電力の卸供給を行う発電事業者IPP(独立系発電事業者)の設立が認められるなどの自由化がされることで地域独占性は薄れたが、大きくは変化していない。

電気料金は電気事業法に基づき必要な原価に適正な事業報酬を加えた総括原価方式による許可制となっていた。しかし、1995年改革で総括原価方式の枠組みの中で効率化インセンティブが導入され、さらに、1999年改革で小売料金の部分的自由化と料金引き下げ時の届出制が導入され、2000年3月には「特別高圧需要」の自由化、料金値下げ時等における届出制が導入され

た。2004年4月及び2005年4月には「高圧需要」についても段階的に自由化範囲が拡大された。2015年6月に電気事業法の改正が行われ、2016年度4月1日から家庭や商店などの「低圧需要」についても完全自由化される。

(4) 電気通信業

① 独占的供給体制

中国の電気通信業は1949年11月1日に設立された郵電部が独占的に担ってきた。

② 国有企業間競争体制

「国务院令1993年第55号」によって、電気通信事業分野に競争体制が導入された（外資系・私営企業は除く）。それを受け1994年1月には電子工業部系の中国吉通ネットワーク（吉通）が設立され、3月に郵電部の電気通信現業部門が独立採算部局の中国電信として独立した。7月には電子工業部などによって中国聯通が設立された。また、2000年9月電気通信事業法としての電信条例が国务院令として制定された¹⁰⁾。電信条例により中国の通信サービスは基礎通信サービスと付加価値通信サービスの2種類に分かれている。これは1980年代に先進資本主義国からさらに90年代においては発展途上国においても大きく進行した電気通信業の規制緩和の中で採り入れられた枠組みであり、中国もそれを踏襲した形になっている。民間企業による付加価値通信サービス（コールセンターやオンライン・サービスなど）の提供は以前から許可されているのに対して、音声通話をはじめとする基礎通信サービス市場への参入は制限されてきた。

なお郵電部は1998年に電子工業部等と統合され情報産業部（信息产业部）となり、郵政事業は傘下の国家郵政局が担う形になった。さらに情報産業部（信息产业部）は2008年に国家発展改革委員会の工業管理部門等と統合されて工業・情報化部（工业和信息化部）となっている。

③ 国有企業間寡占競争体制

中国電信と新規参入キャリアとの市場的地位の違いが大きすぎることから、2000年に中国電信から中国移动通信が分離独立、2002年に中国電信の地域分割がされ、さらに、2009年にそれぞれが固定通信から移動通信までの事業を行う現行の中国移动、中国聯通、中国電信の3大キャリア体制となった

④ 部分的民間参入

キャリア間の競争もあって電気通信とくに移動通信は著しい成長を遂げてきたが、近年市場の飽和が進んでいる。そこで通信分野の監督省庁である工業・情報化部は、通信料金設定の自由化や、民間資本による基礎通信サービス分野への参入条件の緩和といった規制緩和を進めて

いる。

参入規制に関しては移動通信やブロードバンド・アクセス網の開放が進められている。工業・情報化部は、2013年5月に移動通信事業の民間開放を決定し¹²⁾、12月末には11の民間企業の参入を認めた¹³⁾。参入企業はその後も増え続け、2015年3月時点で42社に達した¹⁴⁾。こうした動きはブロードバンド（大容量高速）インターネット接続サービスにも及び、工業・情報化部は、2014年12月、「ブロードバンド・アクセス市場の民間資本への開放に関する通告」を発表した。同通告では、①民間企業がアクセス網サービスに必要なインフラを構築し、自社ブランドでユーザに対しブロードバンド・アクセス・サービスを提供することを奨励する、②民間企業が資本提携やサービス代理、保守代理等の形式で基礎通信事業者と協力し、収益を共有することを奨励する、③インターネット・アクセス・サービス（ISP）経営許可証を有する民間企業が、基礎通信事業者からアクセス網の資源を借用し、自社ブランドでユーザにアクセス・サービスを提供することを奨励するという、3つの方式での民間企業参入方式を採用している。具体的には太原、瀋陽、哈爾濱、上海、南京、杭州、寧波、厦門、青島、鄭州、武漢、長沙、広州、深圳、重慶、成都の16都市で、民間企業の参入を認める方針である¹⁵⁾。

⑤通信料金規制

通信料金設定の自由化については2002年以降、プライスカップ制の導入や携帯市内電話自主価格化のトライアルなど、緩和に向けての見直しが行われてきた。2014年1月、国務院は「行政審査の廃止及び下部委譲に関する国務院の決定」を発し、通信料金規制を撤廃するとした。これを受け、同年5月、工業・情報化部と国家発展改革委員会は「電信業務料金の市場価格の実施に関する通告」を公表し、固定電話や携帯電話、ショート・メッセージ、データ通信などすべての通信サービスの価格設定は市場原理に委ねられることになった（総務省[2015]488頁）。

⑥日本との比較

日本の電気通信業は戦前期までは通信省が担っていたが、戦後1949年に通信省が郵政省と電気通信省に分割された。1952年に電気通信省は国有鉄道、専売公社などと同様の「公社」形態をとった日本電信電話公社になり、電気通信監督行政、電波監理行政は郵政省に引き継がれた。

1985年、日本の電気通信事業の事業法が電電公社による独占的供給（国際電話については特殊法人の国際電信電話株式会社：KDD）を想定した公衆電気通信法から多数のキャリアによる競争を想定した電気通信事業法に変更され、また、電電公社が日本電信電話株式会社法に基づき、「民営化」（正確には民営化ではなく特殊法人化である）された。1987年に第二電電（現在のKDDIの主たる前身会社）、日本テレコム（分割と買収を経て、その業務の大部分は現在ソフトバンクが継承）、日本高速通信（現在のKDDIの前身会社の一つ）の3社が長距離電話サー

ビスに参入し、その後電気通信業の競争時代が開いた。

電気通信料金規制は1985年の電気通信事業法制定段階では事前認可制であったが、1996年に移動体通信料金の事前届出制への変更、1998年に長距離、国際通信等についても事前届け出制へ変更がされた。ただし、その一方で、NTT東西の加入電話、ISDN、専用線についてプライスキップ制度が導入された。2001年一種指定設備を用いる役務以外の役務に関する契約約款について認可制は廃止され、事前届出制に緩和された。2003年法改正により2004年から特定の業務を除き業務規制は廃止され、料金・契約約款の事前届出制も原則廃止されて、サービス提供は原則自由化された（デタリフ化）。

(5) 石油産業

① 独占的供給体制

1949年に中央人民政府燃料工業部が設置され、それは1954年の政務院の国務院への改組に伴い国務院を構成する燃料工業部を設立となった。燃料工業部は石炭、電力、石油産業の一括管理を実施した。1955年の第1回人民代表大会では、燃料工業部が撤廃され、石油工業部の設置が決定された。石油工業部は石油の生産開発、精製及び流通販売分野を直接に担当することとなった。1970年に石油工業部と石炭工業部、化学工業部が合併し、燃料化学工業部が設立されたが、1975年には撤廃され、再度、石油工業部と化学工業部が設立された。さらに1980年に国家能源委員会が設置されて石油、石炭、電力という3つの工業部を横断的に管理することになった。1983年、石油工業部から海洋石油管理部門が分離され、中国海洋石油総公司（CNOOC）が設立された。CNOOCは企業としての自主経営権が与えられ、石油産業の企業化改革のモデルとなった（郭四志 [2004]）。

1983年、中国石油化工総公司（以下 Sinopec）が設立され、それまで石油工業部、化学工業部などの政府機関に管理されていた石油精製・石油化学企業を Sinopec が企業（総公司）として管理することになった。1988年、石油工業部が撤廃され、中国石油天然ガス総公司（以下 CNPC）に改称され、行政と経営が分離された。1988年、エネルギー部（能源部）が設置され、石油産業各部門の管理を担当したが、1993年同部の撤廃により、石油産業の管轄機能は国家計画委員会と CNPC に移管された。この段階では陸上の上流（探鉱・開発）は CNPC、下流（精製・加工）は Sinopec、そして海洋探鉱・開発は CNOOC により担当されていた。

② 国有企業間寡占競争体制

1998年、競争促進のため、CNPC（なお子会社は中国石油 Petro China）、Sinopec がそれぞれ、油田から製油所、石油卸会社、石油小売会社を垂直統合する形で業界再編されるとともに、競争関係が形作られた。海洋石油開発は引き続き CNOOC が担ったが、同社はその後、石油精製、石油卸・小売りへも参入していった。こうして中国3大メジャーが成立した。ただし、

3大メジャーとは相対的に独立した独立系の油田や事業者も存在し、完全な系列化がされたわけではない。しかし、民営企業が数多く設立されていた末端のガソリンスタンドなどは、主たる事業地域の分割が行われ、CNPCは中国東北、北西部、Sinopecは中国西南、南東部、CNOOCは海洋のほか広東省を基盤とするようになった。

③石油価格規制

価格規制は原油、石油製品卸売価格、石油製品小売価格でそれぞれ異なった規制が行われている。原油については1995年に自由化が行われ、国産原油は類似性状の国際原油価格に連動する形で価格が形成されるようになった。石油製品卸売価格については1998年に国際製品価格と連動（中央政府調整要件あり）、2009年に国際原油価格と連動（22営業日4%変動、中央政府調整要件あり）となっていたが、2013年3月に国際原油価格と連動（10営業日4%変動、中央政府調整要件あり）という形に変わった。天然ガスについては卸売価格と輸送費を中央政府が、小売価格を地方政府が統制する形であったが、2010年ごろより市場価格連動制が採り入れられ、上海などにおいて試行的な措置も取られている。

④民間（再）参入、混合所有制

SinopecとCNPCは3中全会でも提起された混合所有制の導入でも先行した。Sinopecは、2014年9月、石油製品の販売を手掛ける完全子会社中国石化销售有限公司の株式の3割を売却し、内外の25の投資家から1,071億元を調達した。CNPCも、同年4月に石油精製、パイプライン整備、金融事業など6つの事業を民間資本に売却、5月には新疆ウイグルにおける油田開発を進めるため民間からの資金調達を計画していることを明らかにした（三浦有史 [2015]）。

⑤日本との比較

1951年には民間企業による石油輸入が再開されたが、外貨割り当ての規制があった。1962年7月、原油輸入の自由化に対応した石油産業の基本法として「石油業法」が制定された。同業法は石油の安定的かつ低廉な供給を確保することを目的として、石油供給計画策定や石油精製業の許可・届出等について定めた。これにより①石油精製業は許可制、②設備の新設等は許可制、③生産計画の届出、④石油輸入業の届け出、⑤石油製品販売業の届出、⑥必要に応じて通産大臣による販売額の標準額の設定がされる、といったことが定められた（千田亮吉 [1996]）。かなり規制色の強い業法であると言える。1970年代には、二度の石油危機を経験するなかで、緊急時二法（「国民生活安定緊急措置法」と「石油需給適正化法」）が整備された。1976年4月には「石油備蓄法」が制定された。1977年5月にはガソリンなどの安定供給と品質管理の徹底を目的として「揮発油販売業法」が制定されたが、これは給油所（SS）の出店規制や元売等による供給元証明などの規制を含むものであった。

1986年1月「特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）」が施行された。特石法は、ガソリン、灯油および軽油の輸入については「貯油能力」、「代替生産能力」および「品質調整能力」を持つ者にも認めることとしたので、事実上精製・元売業者だけが輸入権を持つことになった。

1986年石油審議会石油部会は第二次臨時行政調査会の方針などに従い、規制緩和を目指す答申を出し、それによって原油処理枠指導の廃止（1992年3月）などが実施された。経済改革研究会は、1993年12月、「石油にかかわる規制は必要最小限のものとし、平常時自由、緊急時制限の方式を導入する」との考えに立って、石油政策を見直すことを求める報告書（いわゆる平岩リポート）を出した。これらを受けて1996年3月末をもって特石法は廃止され、ガソリンなどの石油製品の輸入が自由化された（関税はある）。2001年12月末には石油業法も廃止された。

(6) 5業種の考察から

以上、自然独占的な業種5業種について、国有企業間寡占競争体制（+民間の市場参入）の成立度合いおよび日本との比較をもってその進展度を確認してきた。5業種の中でもっとも遅れている鉄道業からもっとも競争関係が進んでいる電気通信業と航空業までかなりの差異はあるが、いずれも政企分離に基づき企業化がなされたうえで、さらに国有寡占企業間競争体制の方向に向かっていると見える。さらには、航空業界のように比較的明確に民間企業の参入がなされている場合もある。価格規制も全般的には緩和されている。これらの状態を日本との比較でどのようにみるのかは容易ではないが、日本には見られない国有企業間の競争体制という特徴を持ちつつ、規制緩和については概ね20年ほどのラグを以て進行しているとみることもできる。しかも、規制緩和が大きく進行した1980年代に日本はすでに一人当たりGDPで1~2万ドル（2000年価格でみると2.3万ドル）の水準であったの対して、中国は2014年においても7594ドル（2000年価格で3866ドル）にすぎず、その意味ではむしろ進んでいるともいえる（GDP数値は世銀データ）。

まとめと今後の課題

1978年以降の市場ガバナンスは多くの行きつ戻りつを繰り返しつつも、発展を遂げてきた。とくに2008年に中国独占禁止法が施行されたことはエポックメイキングなことであった。2008年のリーマンショックによって政府の「4兆元」の財政出動がされた結果、国有企業への政策的優遇が強まり、「国進民退」の主張も出されたが、2013年の3中全会において市場に決定的な役割を果たすことが示され、さらにそれ具体化された国有企業改革指針が出されるに至って、すくなくとも中国国内の「国進民退」の議論は鳴りを潜め、国有企業経営者の高給問題に問題がすり替わっていったように思える。独占禁止法は2012年からその適用件数を急拡大させ、巨額の賠償金請求もなされることにもなった。また、自然独占分野においても業種ご

との到達点の違いはあるが、国有寡占企業間競争体制およびそれに民間参入が付けくわえられた市場ガバナンスが形成されている。最後の牙城とも言えた鉄道業も、幹部の汚職逮捕などを経て、政企分離にまでは行きついた。料金規制の緩和と市場化も進んでいる。

日本との厳密な比較は容易ではないが、国有セクターが1980年代の日本と比べてかなり大きいことから、国有寡占企業間競争体制という日本にはない市場ガバナンスの形態もとりつつも、日本の1980年代以降の規制緩和と民営化の流れを約20年のラグでもって追いかけているという見方もできそうである。

ただし、ありうる誤解もあらかじめ避けておきたい。本稿では市場を有効に機能させる仕組みとしての市場ガバナンスの発展という観点から、一面では、アングロサクソン型の市場競争法の発展を見るとともに、他面では国有企業間寡占競争という他国とくに資本主義社会には見られない形態を中国の特徴とした。しかし本稿は林・蔡・周 [1999] が所有制は主要な問題ではなく市場競争があれば国有企業は適切にガバナンスがされるということを主張したことに大いに注目しつつも、すでに中川涼司 [2008] などで論じているように、張維迎 (張維迎 [1994] など) が主張した企業ガバナンス重要性を軽視するわけではない。また、加藤弘之 [2013] のように国有と市場競争という本来相容れないものが共有している「曖昧な制度」なのだということでもない。「曖昧な制度」論はO. ウイリアムソン (Williamson [1975] など) や今井賢一 (今井・伊丹・小池 [1982] など) が展開してきた組織経済学や、青木昌彦 (青木昌彦 [1995] など) が展開してきた比較制度分析が行ってきたような、一見すると曖昧な組織が実は合理的な均衡 (取引コストの節約による利益と内部化コストの均衡、違った歴史的条件から出発した異なった進化的均衡としてのA均衡、J均衡) であることを説明しない。ただ、日本的な下請け制度は取引コストアプローチで説明しうるし、日本的企業組織はJ均衡で説明できるとして、このその枠組みではこの国有寡占企業間競争体制が存立する均衡を説明できない。これらの説明のためには別稿が必要だが、試論的に述べればこのようになる。中国は集権的政治システムの下での計画経済体制であったが、それを「改革開放」によって政治権力システムはそのままに基盤となる経済体制をキャッチアップ型の市場経済システムとし、言い換えれば (渡辺利夫 [1995] などの言う「権威主義開発体制」に変え (中川涼司 [2011])、さらには「中所得国の罨」を脱するために政府介入の在り方を高付加価値志向型に変更しようとしている。その中では、「歴史的経路依存」 (path dependence, North [1995] など) を前提にしつつ、①産業特性の上に立った市場機能の有効性の担保、②キャッチアップさらには「中所得国の罨」を出すための長期的・構造的視点に立った政府介入の担保、③政治権力の支持基盤の担保という3条件の均衡点を見出す必要がある。基幹産業において国有企業間寡占競争体制の形成はそれらの均衡点に当たると考えられる。歴史を振り返れば韓国においても台湾においても労働集約産業による輸出志向工業化がある程度達成され、「中所得国の罨」に陥りそうになったとき、政府はむしろ産業に対して介入度を高め、新たに国有企業の設立などを行っている (台湾の1973

年発表の「十大建設計画」や韓国の1972年~76年の「第3次経済開発5カ年計画」)。韓国についていえば(単に中所得国の罫からの脱出という経済目的だけでは説明できないが)朴正熙による「維新体制」の構築によって政治的集権性はむしろ高まっている。

中国においてもすでに「逆行」現象は起こっている。その典型は仏Alstom、独Siemens、カナダのBombardierと並んで世界の鉄道車両製造のBig5となっている2社であった中国北車股份有限公司/中国北方機車車輛工業集团公司(北車)と中国南車集団/中国南車集团公司(南車)が合併し、世界最大の鉄道車両製造会社である中国中車股份有限公司/中国中車集团公司(中車)が成立したにもかかわらず、企業結合規制上問題にされなかったことである。これはまさに政府の指導方針によって適用除外となるという中国独占禁止法の性格が典型的に現れたものであり、コカ・コーラ社が匯源果汁を買収しようとした案件との著しい対照をなすものである。ただ、これとても日本の過去の歴史を見ればデジャブ観(既視感)がある。とくに、国際競争力強化と称し、小宮隆太郎氏(当時東京大学助教授)を中心とする100名を越す中堅・若手の近代経済学者が結集して反対声明を出したにもかかわらず、公正取引委員会によって是認されてしまった富士製鐵と八幡製鐵の合併(1968年から論議され、1970年に新日本製鐵の設立)を想起しよう。いずれにしても国有企業間寡占競争体制がどのような均衡条件の上に成り立っているのかは、今後の大きな検討課題である。

また、本稿は加藤弘之[2013]、中兼和兼次[2014]などが問題にした腐敗と経済発展の関係について言及しえなかったが、ひとえに紙幅によるもので、腐敗問題を軽視しているわけではない。この問題は別稿で検討したい。

また、本稿では「自然独占的業種」においてすら市場ガバナンスが進展しているのだということ強調したかったため、非規制産業については紙幅の限界もあり言及しえなかった。アジア経済研究所を母体とする中国研究グループは渡邊真理子編[2013]において、「旺盛な参入、分散した市場シェア、低い価格」を中国の産業発展のキーワードとしておき、「旺盛な参入」をもたらしたのは、「垂直分裂」によって他社に「技術プラットフォーム」と「取引プラットフォーム」を依拠することで固定費を削減し、参入障壁を低めることができたからであるという論理展開となっている。また、アジア経済研究所のグループの理論的支柱ともなっている東京大学の丸川知雄氏は同書により「支持的バリューチェーン」の存在が「旺盛な参入」をもたらした要因としつつ、丸川知雄[2013]ではチャイニーズ・ドリームを持って、才覚と努力によって成功する人、および、その成功者を臆面もなく真似をしていく人々の存在が、産業集積を作り出し、大衆資本主義としての中国を作り上げているとする。中国の市場競争がこのような形で形成されているのだとすれば、市場競争法の作用や自然独占的業種における競争体制など極めて限定的なものともみることもできる。しかし、国家資本主義的な見方に対してその対極ともいえる大衆資本主義論を打ち出すことは立場を鮮明にする上ではいいのかもしれないが理論的統一性には欠ける。これらを如何に統一的かつ整合的に説明するのが我々にとって残された課

題である。権力構造を前提にした効用極大化行動の3つのパターン、すなわち、権力を積極的に支持しつつ既得権益層の中で最大の利益を図ろうと考えるか、既得権益層の外で利益の最大化を図ろうとするが、権力と真っ向から対立することは避けて協調的關係を担保するか、あるいは、権力構造自体に対抗して自己利益を最大化しようとするかという3類型に対する各人の優先序列からある程度は説明できそうだが、これも別稿に譲りたい。

注

- 1) 三中全会と国有企業改革に関しては原文の他、渡邊真理子 [2014] 等を参照。
- 2) 石油化学、電力、電気通信などは公益性国有企業に含まれる。
- 3) 独占的協定と邦訳されることもある。なお、日本の独占禁止法第3条後段（不当な取引制限）では水平的協定、すなわち同一製品市場における事業者間の協定を問題にし、垂直的な協定、つまり取引段階の異なる取引における協定については第19条（不正な取引方法）によって規制されるが、中国独占禁止法はEU競争法などにならない、同一条文によって規制する枠組みになっている。
- 4) 日本の独占禁止法では第3条（前段が私的独占、後段が不当な取引制限）と第19条（不正な取引方法）によって（要件が異なるとはいえ）二重の規制がかかってしまう可能性があるが、中国独占禁止法がもっともモデルにしているのはEU競争法であり、このような二重規制問題は発生しない（中川裕茂編著 [2011] 14頁）
- 5) 張向東「發改委未中止調査、電信本週或出整改細則」『經濟觀察報』2011年12月12日
- 6) 「關於國務院機構改革和職能轉變方案的決定」（2013年3月14日）
http://www.china.com.cn/news/2013lianghui/2013-03/10/content_28196336_2.htm
 また、その内容説明として馬凱「關於國務院機構改革和職能轉變方案的説明」
http://www.gov.cn/2013lh/content_2350848.htm
- 7) 「專家解讀完善民航国内航空運輸價格政策的有關問題」2015年1月 http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/06/content_2801426.htm
- 8) 中国民用航空局・国家發展改革委員會「關於進一步完善民航国内航空運輸價格政策有關問題的通知」（民航發 [2014] 107号）
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201501/t20150104_659295.html
- 9) 国土交通省「国内航空における規制緩和－改正航空法による規制緩和の検証－」
<http://www.mlit.go.jp/common/000043164.pdf>
- 10) 電気事業連合会「中国の電気事業」https://www.fepec.or.jp/library/kaigai/kaigai_jigyoku/china/detail/1231599_4770.html（2015年12月6日アクセス）
- 11) 中国電気通信業における競争体制の導入とその再編については中川涼司 [2007] 233-249頁。
- 12) 工業情報化部「工業和信息化部關於開展移動通信轉售業務試点工作的通告」工信部通 [2013] 191号、2013年5月17日
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12845605/n13916928/15417703.html>
- 13) 工業情報化部「工業和信息化部向首批移動通信轉售業務企業發放試点批文」2013年12月26日
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n15789052/n15789084/15793279.html>
- 14) 工業情報化部「工業和信息化部組織召開移動通信轉售業務試点工作第五次例会」2015年4月14日
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n16316572/16541019.html>
 （2015年12月11日アクセス）
- 15) 工業情報化部「工業和信息化部關於向民間資本開放寬帶接入市場的通告」工信部通 [2014] 577号、2014年12月25日
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11295244/n11297893/16353207.html>

参考文献（資料的なものは注を参照のこと）

英語

- Bremmer, Ian [2010], *The End of Free Market: Who Wins the War Between States and Corporations*, Portfolio (有賀裕子訳『自由市場の終焉—国家資本主義とどう闘うか』日本経済新聞出版社、2011年)
- Nakagawa, Ryoji [2015], "Rethinking of the 'State Advance, Private-Sector Retreat' Phenomenon in China", *Ritsumeikan International Affairs*, No.13., March 2015
- North, Douglass Cecil [1995], *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press, (竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994年)
- U.S.-China Economic and Security Review Commission [2011], *An Analysis of State-owned Enterprises and State Capitalism in China*, October 26,
http://www.uscc.gov/researchpapers/2011/10_26_11_Capital Trade SOE Study.pdf
- Williamson, Oliver Eaton [1975], *Markets and Hierarchies, Analysis and Antitrust Implications: A Study in the Economics of Internal Organization*, Free Press, (浅沼萬里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社、1980年)

中国語

- 國務院 [2015] 「國務院關於国有企業發展混合所有制經濟的意見」(国發 [2015] 54号、2015年09月23日)
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/24/content_10177.htm
- 胡鞍鋼 [2012] 「“国進民退”現象的証偽」『国家行政学院学報』2012年1月
- 王晓暉主編 [2007] 『反壟斷立法 熱点問題』社会科学文献出版社
- [2010] 『反壟斷法實施中的重大問題』社会科学文献出版社
- 張維迎 [1994] 『企業理論与中国企業改革』北京大学出版社
- 中国共産党中央委員会 [2013] 「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」(2013年11月12日)
http://news.xinhuanet.com/2013-11/15/c_118164235.htm
- 中国共産党中央委員会、國務院 [2015] 「關於深化国有企業改革的指導意見」(2015年8月24日) http://www.sh.xinhuanet.com/2015-09/14/c_134620921.htm

日本語

- 青木昌彦 [1995] 『経済システムの進化と多元性—比較制度分析序説』東洋経済新報社
- [2008] 『比較制度分析序説—経済システムの進化と多元性』講談社
- 張文涵 [2015] 「マイクロソフト他に対する事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定について」『国際商事法務』Vol.43No.11
- 張維迎 [1994] 『企業理論与中国企業改革』北京大学出版社
- 張国棟 [2014] 「中国の価格カルテル規制の現状とその行方」『国際商事法務』Vol.42No.9
- 陳丹舟 [2013] 『中国反壟斷法(独占禁止法)におけるカルテル規制と社会主義市場經濟—産業政策と競争政策の相克—』早稲田大学出版部
- [2015] 『中国独占禁止法—法体系とカルテル規制の研究—』早稲田大学出版部
- 陳肖盈 [2014] 「中国事業集中規制に係る簡易手続制定と課題」『国際商事法務』Vol.42No.5
- [2015a] 「中国における企業結合行政処罰問題—The Administrative Punishment of Concentrations of Operators in China—」『公正取引』No.774、4月
- [2015b] 「中国における行政独占の規制状況について」『国際商事法務』Vol.43No.11
- 江原規由 [2014] 「中国国有企業改革の行方と意義」『季刊 国際貿易と投資』Winter 20, No.98, <http://www.iti.or.jp/kikan98/98ehara.pdf>
- 藤本豪・時蕭楠 [2015] 「中国独占禁止法上の市場支配的地位濫用に関する最高人民法院判決—北京奇虎vs テンセント」『国際商事法務』Vol.43No.2
- 今井賢一・伊丹敬之・小池和男 [1982] 『内部組織の経済学』東洋経済新報社
- 郭四志 [2004] 「中国の石油産業の管理体制について—改革・再編の背景とその影響を中心に—」『IEEJ』1月、<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/816.pdf>
- 加藤弘之 [2012] 「中国資本主義の現段階—国進民退は起きているか?」『国民経済雑誌』第206巻第2号、

8月

- [2013] 『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』 NTT 出版
- 加藤弘之・久保亨 [2009] 『進化する中国の資本主義』 岩波書店
- 加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫 [2013] 『21世紀の中国 経済篇』 朝日新聞出版
- 川島富士雄 [2014] 「中国における競争政策の動向—2013年における独占禁止法の運用と今後の展望—」『公正取引』 No.762、4月
- [2015a] 「中国独占禁止法における価格独占規制—日本製造業者による自動車部品及びベアリングカルテル事件を中心に—」『公正取引』 No.771、1月
- [2015b] 「中国における最近の企業結合規制事例」『公正取引』 No.779、9月
- 串田智 [2014] 「中国：鉄道貨物運賃の引き上げ」
http://coal.jogmec.go.jp/info/docs/report_140306.pdf
- 林毅夫・蔡昉・李周 [1999] 『中国の国有企業改革—市場原理によるコーポレート・ガバナンスの構築』（李粹蓉訳）日本評論社
- 丸川知雄 [1999] 『市場発生のダイナミクス—移行期の中国経済』 アジア経済研究所
- [2007] 『現代中国の産業』 中公新書
- [2013] 「中国の国有企業 『問題』 から 『パワー』 に転換したのか」（2013）『JRI レビュー』 Vol.3No.4、3月
- [2013] 『チャイニーズ・ドリーム - 大衆資本主義が世界を変える』 ちくま新書
- 三浦有史 [2015] 「中国の国有企業はどこに向かうのか—成長の持続性を左右する改革の暫定評価—」『環太平洋ビジネス情報 RIM』 Vol.15 No.58
- 毛里和子 (2012) 『現代中国政治—グローバルパワーの肖像 第3版』 名古屋大学出版会
- 中兼和津次編著 [2010] 『歴史的視野から見た現代中国経済』 東洋文庫
- 中兼和津次 [2012] 『開発経済学と現代中国』 名古屋大学出版会、2012年9月
- [2014] 『「曖昧な制度」とは何か—加藤弘之の『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』 を読んで—』『中国経済研究』 第11巻第1号、通巻19号、3月
- 中川裕茂編著 [2011] 『中国独禁法 Q&A』 LexisNexis
- 中川涼司 [1998] 「中国の WTO 加盟と電気通信市場開放問題」『ジェトロ 中国経済』 1998年4月号
- [2001] 「中国の WTO 加盟と電気通信業再編」（財団法人国際貿易投資研究所『日本貿易振興会受託調査 中国の WTO 加盟をめぐる諸問題に関する調査研究』 同所、所収）
- [2007] 「中国の IT 産業—経済成長方式転換の中での役割—」 ミネルヴァ書房
- [2008] 「中国における企業ガバナンスと市場ガバナンス—会社法改正と独占禁止』 法制定に関する動きから—」（田中祐二・板木雅彦編『岐路に立つグローバリゼーション—多国籍企業の政治経済学』 ナカニシヤ出版、所収）
- [2009] 「中国電気通信コモニキアにおける『官僚企業家』—中国における IT 企業家と社会的形成モデル 2—」『立命館国際研究』 第22巻第2号、10月
- [2011] 「中国『党国体制』論の意義と課題」『新しい歴史学のために』 No.278、5月
- [2015] 「『国進民退』問題における外資の役割—日立製作所の中国展開とテレビ製造事業—」『立命館国際研究』 第27巻第4号、3月
- 任雲 [2006] 「電力産業」（座間紘一編『中国国有企業の改革と再編』学文社、所収）
- 大橋英夫 [2013] 「中国経済の持続的成長と『二つの畏』」（日本国際問題研究所『政権交代期の中国：胡錦濤時代の総括と習近平時代の展望』 所収） http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_China/01_ohashi.pdf
- 大西康雄 [2015] 「中国における航空貨物輸送の現況と課題」（池上寛編『アジアの空港と航空物流』 調査研究報告書アジア経済研究所、所収）
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2014/pdf/C43_ch5.pdf
- 劉新宇 [2014] 「厳格化する中国の価格カルテル規制と企業としての対応—日本企業12社に対する行政処罰によせて—」『JCA ジャーナル』 第61巻第10号、10月
- 千田亮吉 [1996] 「石油製品の輸入自由化について」『日本経済研究』 31-4
http://www.jcer.or.jp/academic_journal/jer/PDF/31-11.pdf
- 朱宝玲 [2014] 「中国における独占禁止法違反調査」『国際商事法務』 Vol.42No.10

- 総務省 [2015] 『情報通信白書平成 27 年度版』 <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc38b320.html>
- 鄭双石・林秀弥 [2015] 「奇虎 360 対テンセント中国独占禁止法訴訟・最高人民法院判決について—市場画定と市場支配的地位の判断を中心に—」『国際商事法務』 Vol.43No.3
- 和久井理子 [2015] 「中国国家発展改革委員会によるクアルコムに対する独禁法違反の認定と制裁金支払い等の命令：批判的検討」『公正取引』 No.780, 10 月
- 渡邊真理子 [2012] 「政権最後の年に再起動した改革」『東亜』 no.542、8 月
- [2013a] 「産業ガバナンス—『中国式市場経済』と『国進民退』」（日本経済研究センター『中国の産業力 その実力と課題』、所収）
- [2013b] 「経済教室 中国製造業の旺盛な参入 『垂直分裂』が奏功」『日本経済新聞』 5 月 3 日
- 編 [2013] 『中国の産業はどのように発展してきたか』 勁草書房
- [2014] 「三中全会決定と国有企業—『国有経済堅持』のスローガンに埋め込まれた改革—」『JRI レビュー』 Vol.3, No.13
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/7281.pdf>
- 渡辺利夫 [1995] 『新世紀アジアの構想』 筑摩書房
- 山本恒人 [2012] 「中国観察のための基本的要件について」『東亜』 no.543、9 月
- 楊秋麗 [2013] 『中国大型国有企業改革の経営システム改革—中国石油天然ガス集团公司を中心として—』 晃洋書房

本稿は科学研究費基盤研究（C）「市場環境適応・市場ガバナンス・企業ガバナンスから見た中国『国進民退』現象の再検証」（課題番号 25380552）および 2014 年度立命館大学国際地域研究所重点プロジェクト「市場環境適応・市場ガバナンス・企業ガバナンスから見る中国の『国進民退』現象」の研究成果の一部である。

